

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度決算に基づき算定した健全化判断比率等について、下記のとおり公表します。

法律の概要

① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合に財政健全化計画及び財政再生計画の策定等を義務づけ。健全化判断比率の公表は平成19年度決算から適用。

② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表（法第3条）

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表（法第22条）

③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、計画の策定を義務づけ。

（早期健全化段階）

②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、

- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
- ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る。

（財政再生段階）

②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、

- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
- ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
- ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
- ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債（※）の起債が可能

※再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

算定結果

①実質赤字比率 該当なし（－％）（H22:該当なし（－％））

早期健全化基準＝3.75%
財政再生基準＝5%

（指標の説明）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
本県の一般会計等は実質赤字はありませんので、実質赤字比率は該当ありません。

算定方法

$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

算定内訳

(単位：百万円)

分子	一般会計等の実質赤字額	0
分母	標準財政規模（※）	283,882

※標準財政規模＝標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模

②連結実質赤字比率 該当なし（－％）（H22:該当なし（－％））

早期健全化基準＝8.75%
財政再生基準＝15%（※）

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置がある。
H20:25% → H21:25% → H22:20% → H23:15%

（指標の説明）

県の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。
すべての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての財政運営の深刻度を示すものです。
本県は、全会計とも実質赤字（又は資金不足）はありませんので、連結実質赤字比率は該当ありません。

算定方法

$\frac{\text{連結(一般会計等+公営企業会計)実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

算定内訳

(単位：百万円)

分子	一般会計等の実質赤字額	0
	公営企業の資金不足額	0
分母	標準財政規模	283,882

③実質公債費比率(3カ年平均) 16.0%（対前年度▲1.0ポイント H22:17.0%） ※全国順位：31位

早期健全化基準＝25% 財政再生基準＝35% 【参考】地方債許可制移行基準＝18%

（指標の説明）

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
本県の算定数値は16.0%であり、早期健全化基準を下回っており、また、地方債許可制移行基準18%も下回っています。

《参考》 H17:17.9%、H18:18.1%、H19:17.8%、H20:17.9%、H21:17.3%、H22:17.0%

算定方法

$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

算定内訳

(単位：百万円)

項 目		H 2 1	H 2 2	H 2 3
分子	地方債の元利償還金	88,401	92,469	84,099
	準元利償還金	7,527	7,208	7,620
	イ 満期一括償還地方債元金償還金相当額	2,728	2,891	3,558
	ロ 公営企業債の償還財源充当額	2,560	2,222	2,209
	ハ 組合等への地方債償還財源充当額	542	513	502
	ニ 債務負担行為支出額のうち準公債費	1,697	1,582	1,350
	ホ 一時借入金利息	0	0	1
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	▲ 59,630	▲ 59,533	▲ 61,169
	分 子 計	36,298	40,144	30,550
分母	標準財政規模	274,734	288,171	283,882
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	▲ 59,630	▲ 59,533	▲ 61,169
	分 母 計	215,104	228,638	222,713
実質公債費比率（単年度ごと）		16.87%	17.56%	13.72%

④将来負担比率 183.4% (対前年度▲3.6ポイント H22:187.0%) ※全国順位：10位

早期健全化基準=400%

(指標の説明)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
 一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、
 将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
 本県の算定数値は183.4%であり、早期健全化基準を下回っています。

《参考》 H19:227.9%、H20:225.4%、H21:213.1%、H22:187.0%

算定方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

算定内訳

(単位：百万円)

項目		算定額	構成比	
分子	将来負担額	一般会計等の地方債現在高	1,025,200	83.0%
		債務負担行為に基づく支出予定額	10,572	0.9%
		公営企業会計の地方債残高に係る一般会計等負担等見込額	31,185	2.5%
		組合等の地方債残高に係る一般会計等負担見込額	4,528	0.4%
		退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	134,777	10.9%
		設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	28,538	2.3%
		連結実質赤字額	0	0.0%
		組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0.0%
		小計	1,234,800	100.0%
	地方債の償還に充当可能な基金	▲ 73,356		
地方債の償還に充当可能な特定の歳入	▲ 13,810			
地方債の償還に係る基準財政需要額算入見込額	▲ 739,149			
分子計	408,485			
分母	標準財政規模	283,882		
	元利償還金等に係る基準財政需要算入額	▲ 61,169		
	分母計	222,713		
将来負担比率		183.4%		

⑤資金不足比率 該当なし(-%) (H22:該当なし(-%))

経営健全化基準=20%

(指標の説明)

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率です。
 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を
 示すものです。
 本県は、いずれの会計も資金不足はありませんので、資金不足比率は該当ありません。

算定方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

算定内訳

(単位：百万円)

会計名	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
病院事業会計	0	18,368	-%
電気事業会計	0	1,589	-%
工業用水道事業会計	0	148	-%
水道事業会計	0	1,718	-%
宅地造成事業会計	0	2,045	-%
中海水中貯木場特別会計	0	7	-%
臨港地域整備特別会計	0	253	-%
流域下水道特別会計	0	1,688	-%

【参考】健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名			
一般会計	一般会計等	○一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
		○公債管理特別会計 ○総務事務集中処理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計			
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)			将来負担比率
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計 ○流域下水道特別会計			
		○隠岐広域連合 ○境港管理組合			
		○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(財)島根県環境管理センター ○(財)しまね農業振興公社 ○(社)島根県林業公社 ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(財)しまね産業振興財団			

※公営企業ごとに算定

健全化判断比率都道府県別一覧(9/28総務省公表暫定値)

(単位:%)

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率	
				順位		順位
北海道	-	-	23.1	47	334.8	46
青森県	-	-	18.0	41	195.0	16
岩手県	-	-	17.6	40	260.1	41
宮城県	-	-	15.5	27	253.8	36
秋田県	-	-	15.2	22	237.3	31
山形県	-	-	14.4	17	242.0	34
福島県	-	-	14.4	17	166.2	8
茨城県	-	-	14.2	13	276.2	44
栃木県	-	-	11.3	4	146.0	5
群馬県	-	-	11.4	5	177.0	9
埼玉県	-	-	13.7	11	228.7	28
千葉県	-	-	11.4	5	202.5	19
東京都	-	-	1.5	1	92.7	2
神奈川県	-	-	10.3	2	185.1	12
新潟県	-	-	17.2	37	281.5	45
富山県	-	-	18.9	43	270.5	43
石川県	-	-	17.3	38	239.7	32
福井県	-	-	17.5	39	204.6	20
山梨県	-	-	16.8	34	223.6	25
長野県	-	-	15.2	22	200.1	18
岐阜県	-	-	19.7	45	218.5	24
静岡県	-	-	15.3	24	248.2	35
愛知県	-	-	14.9	20	256.7	39
三重県	-	-	13.6	10	197.9	17
滋賀県	-	-	16.1	33	229.4	29
京都府	-	-	14.2	13	255.6	38
大阪府	-	-	18.4	42	254.7	37
兵庫県	-	-	19.5	44	351.7	47
奈良県	-	-	11.6	7	208.3	22
和歌山県	-	-	12.4	8	189.3	15
鳥取県	-	-	12.6	9	123.3	3
島根県	-	-	16.0	31	183.4	10
岡山県	-	-	14.6	19	230.7	30
広島県	-	-	14.0	12	260.4	42
山口県	-	-	14.9	20	227.1	26
徳島県	-	-	21.4	46	228.5	27
香川県	-	-	15.5	27	206.9	21
愛媛県	-	-	15.5	27	183.5	11
高知県	-	-	15.5	27	165.3	7
福岡県	-	-	15.3	24	257.3	40
佐賀県	-	-	14.2	13	130.8	4
長崎県	-	-	14.2	13	185.9	13
熊本県	-	-	15.4	26	211.3	23
大分県	-	-	16.0	31	188.4	14
宮崎県	-	-	17.1	36	160.2	6
鹿児島県	-	-	17.0	35	240.2	33
沖縄県	-	-	11.0	3	91.2	1
都道府県(平均)	-	-	13.9		217.5	

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

2. 平均値は加重平均である。